

【第1条関係】

○熊本市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年条例第19号）新旧対照表

条例改正		法令改正	
改正後（案）	現行	新	旧
<p><b>（趣旨）</b></p> <p><b>第1条</b> この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>（設立の認証申請）</b></p> <p><b>第2条</b> 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) 当該役員が前号の規定に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p><b>（補正することができる軽微な不備）</b></p> <p><b>第3条</b> 法第10条第4項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであつて、内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p><b>（社員総会の議事録）</b></p> <p><b>第4条</b> 社員総会の議事録は、書面又は法第14条の9第1項の電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 法第14条の9の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、次に掲げる事項を記載した社員総会の議事録を作成するものとする。</p> <p>(1) 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p><b>（定款の変更の認証申請）</b></p> <p><b>第5条</b> 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利</p>	<p><b>（趣旨）</b></p> <p><b>第1条</b> この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>（設立の認証申請）</b></p> <p><b>第2条</b> 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) 当該役員が前号の規定に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p><b>（補正することができる軽微な不備）</b></p> <p><b>第3条</b> 法第10条第3項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであつて、内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p><b>（社員総会の議事録）</b></p> <p><b>第4条</b> 社員総会の議事録は、書面又は法第14条の9第1項の電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 法第14条の9の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、次に掲げる事項を記載した社員総会の議事録を作成するものとする。</p> <p>(1) 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p><b>（定款の変更の認証申請）</b></p> <p><b>第5条</b> 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利</p>	<p><b>○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）</b> <b>令和3年6月9日施行</b></p> <p><b>（設立の認証）</b></p> <p><b>第10条</b> 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 役員に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 各役員が第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本</p> <p>ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの</p> <p>三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面</p> <p>四 第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面</p> <p>五 設立趣旨書</p> <p>六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本</p> <p>七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書</p> <p>八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）</p> <p>2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>一 申請のあつた年月日</p> <p>二 特定添付書類に記載された事項</p> <p>3 前項の規定による公表は、第12条第1項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。</p> <p>4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添</p>	<p><b>○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）</b></p> <p><b>（設立の認証）</b></p> <p><b>第10条</b> 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 役員に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 各役員が第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本</p> <p>ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの</p> <p>三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面</p> <p>四 第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面</p> <p>五 設立趣旨書</p> <p>六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本</p> <p>七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書</p> <p>八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）</p> <p>2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>一 申請のあつた年月日</p> <p>二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的</p> <p>3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添</p>

活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 定款の変更内容
- (3) 定款の変更理由

**(定款の変更の届出)**

**第6条** 法第25条第6項の届出を行う特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

**(事業報告書等の備置き等)**

**第7条** 特定非営利活動法人は、法第28条第1項に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3月以内に作成し、これをその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

**(役員名簿等の備置き)**

**第8条** 特定非営利活動法人は、法第28条第2項の役員名簿及び定款等をその事務所に備え置かなければならない。

**(事業報告書等の提出)**

**第9条** 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、行わなければならない。

**(事業報告書等の公開)**

**第10条** 法第30条の規定による閲覧及び謄写は、市長が定める場所において行うものとする。

**(合併の認証申請)**

**第11条** 法第34条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

**(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)**

**第12条** 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 定款の変更内容
- (3) 定款の変更理由

**(定款の変更の届出)**

**第6条** 法第25条第6項の届出を行う特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

**(事業報告書等の備置き等)**

**第7条** 特定非営利活動法人は、法第28条第1項に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3月以内に作成し、これをその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

**(役員名簿等の備置き)**

**第8条** 特定非営利活動法人は、法第28条第2項の役員名簿及び定款等をその事務所に備え置かなければならない。

**(事業報告書等の提出)**

**第9条** 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、行わなければならない。

**(事業報告書等の公開)**

**第10条** 法第30条の規定による閲覧及び謄写は、市長が定める場所において行うものとする。

**(合併の認証申請)**

**第11条** 法第34条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

**(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)**

**第12条** 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

**(定款の変更)**

**第25条** 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員の定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

**(事業報告書等の公開)**

**第30条** 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去五年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から二週間を経過したときは、この限りでない。

**(定款の変更)**

**第25条** 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員の定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

**(事業報告書等の公開)**

**第30条** 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去五年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

<p>(認定の申請)</p> <p><b>第13条</b> 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立の年月日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(認定の有効期間の更新申請)</p> <p><b>第14条</b> 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び認定の有効期間</p> <p>(2) 認定特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(認定申請の添付書類の備置き等)</p> <p><b>第15条</b> 法第54条第1項(法第62条及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による書類の備置き並びに法第54条第2項及び第3項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の作成及び備置きは、規則で定めるところにより、行わなければならない。</p>	<p>(認定の申請)</p> <p><b>第13条</b> 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立の年月日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(認定の有効期間の更新申請)</p> <p><b>第14条</b> 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び認定の有効期間</p> <p>(2) 認定特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(認定申請の添付書類の備置き等)</p> <p><b>第15条</b> 法第54条第1項(法第62条及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による書類の備置き並びに法第54条第2項及び第3項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の作成及び備置きは、規則で定めるところにより、行わなければならない。</p>	<p>(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)</p> <p><b>第52条</b> 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。</p> <p>2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。</p> <p><u>5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。</u></p>	<p>(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)</p> <p><b>第52条</b> 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。</p> <p>2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。</p>
<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p><b>第16条</b> 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、行わなければならない。</p> <p>(助成金支給書類等の提出)</p> <p><b>第17条</b> 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った後遅滞なく、規則で定めるところにより、行わなければならない。</p> <p>(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)</p> <p><b>第18条</b> 法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧及び謄写は、市長が定める場所において行うものとする。</p> <p>(特例認定の申請)</p> <p><b>第19条</b> 法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立の年月日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(合併の認定申請)</p> <p><b>第20条</b> 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非</p>	<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p><b>第16条</b> 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、行わなければならない。</p> <p>(助成金支給書類等の提出)</p> <p><b>第17条</b> 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った後遅滞なく、規則で定めるところにより、行わなければならない。</p> <p>(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)</p> <p><b>第18条</b> 法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧及び謄写は、市長が定める場所において行うものとする。</p> <p>(特例認定の申請)</p> <p><b>第19条</b> 法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立の年月日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(合併の認定申請)</p> <p><b>第20条</b> 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非</p>	<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p><b>第55条</b> 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、<u>前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)</u>を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。<u>以下この条</u>において同じ。)に提出しなければならない。<u>ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)</p> <p><b>第62条</b> 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」</p>	<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p><b>第55条</b> 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、<u>前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類</u></p> <hr/> <p>を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。<u>次項</u>において同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)</p> <p><b>第62条</b> 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」</p>

営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第11条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (2) 認定又は特例認定を受けた年月日
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (民間事業者が行う書面の保存等における電磁的記録)**

**第21条** 法第75条の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)の規定を読み替えて適用する場合の条例で定める保存、作成及び縦覧等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。
- (2) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。
- (3) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。))並びに法第52条第4項及び第5項並びに法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。))の規定による書面の閲覧とする。

2 前項の規定により書面の保存、作成又は縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存、作成又は縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより、行わなければならない。

**(委任)**

**第22条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 【略】

営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第11条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (2) 認定又は特例認定を受けた年月日
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (民間事業者が行う書面の保存等における電磁的記録)**

**第21条** 法第75条の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)の規定を読み替えて適用する場合の条例で定める保存、作成及び縦覧等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。
- (2) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。
- (3) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。))並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。))の規定による書面の閲覧とする。

2 前項の規定により書面の保存、作成又は縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存、作成又は縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより、行わなければならない。

**(委任)**

**第22条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 【略】

と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

**(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)**

**第75条** 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

**○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)**

**(電磁的記録による縦覧等)**

**第5条** 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

**(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)**

**第75条** 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十二条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

【第2条関係】

○熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

条例改正		法令改正	
改正後（案）	現行	新	旧
<p><b>（目的）</b>  <b>第1条</b> この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を条例で指定するための基準、手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><b>（定義）</b>  <b>第2条</b> この条例において「指定」とは、特定非営利活動法人を地方税法第314条の7第1項第4号に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。                  2 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、指定を受けた特定非営利活動法人をいう。</p> <p><b>（指定の申出）</b>  <b>第3条</b> 指定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。</p> <p><b>（指定のために必要な手続を行う基準）</b>  <b>第4条</b> 市長は、前条の規定により申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。                  (1) 熊本市認証法人（法第9条の所轄庁が熊本市長である特定非営利活動法人をいう。）であること。                  (2) 次のいずれにも該当すること。                  ア 特定非営利活動に係る事業が、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定める基準に適合すること。                  イ 当該特定非営利活動法人以外の者からの支持を示す実績が規則で定める基準に適合すること。                  ウ 規則で定める方法により、不特定かつ多数の者に事業活動を公開していること。                  (3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。                  ア 各役員について、次の（ア）に掲げる者の数及び次の（イ）に掲げる者の数の当該特定非営利活動法人における役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。                  (ア) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者</p>	<p><b>（目的）</b>  <b>第1条</b> この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を条例で指定するための基準、手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><b>（定義）</b>  <b>第2条</b> この条例において「指定」とは、特定非営利活動法人を地方税法第314条の7第1項第4号に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。                  2 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、指定を受けた特定非営利活動法人をいう。</p> <p><b>（指定の申出）</b>  <b>第3条</b> 指定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。</p> <p><b>（指定のために必要な手続を行う基準）</b>  <b>第4条</b> 市長は、前条の規定により申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。                  (1) 熊本市認証法人（法第9条の所轄庁が熊本市長である特定非営利活動法人をいう。）であること。                  (2) 次のいずれにも該当すること。                  ア 特定非営利活動に係る事業が、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定める基準に適合すること。                  イ 当該特定非営利活動法人以外の者からの支持を示す実績が規則で定める基準に適合すること。                  ウ 規則で定める方法により、不特定かつ多数の者に事業活動を公開していること。                  (3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。                  ア 各役員について、次の（ア）に掲げる者の数及び次の（イ）に掲げる者の数の当該特定非営利活動法人における役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。                  (ア) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者</p>	<p>○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）  <a href="#">令和3年6月9日施行</a></p>	<p>○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）</p>

(イ) 特定の法人(当該特定の法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

エ その支出した金銭でその用途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

(4) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ウ 実績判定期間(指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。)における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上であること。

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、

(イ) 特定の法人(当該特定の法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

エ その支出した金銭でその用途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

(4) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ウ 実績判定期間(指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。)における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上であること。

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、

正当な理由がある場合を除いて、**当該書類（アに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）**を主たる事務所及びその他の事務所において閲覧させること。

ア 事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類（法第27条第3号に規定する計算書類をいう。）及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面をいう。以下同じ。）、役員名簿（役員の名簿及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）

イ この条の各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類及び寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類及び同条第4項の書類

(6) 各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(7) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(8) 前条の申出をした日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(9) 実績判定期間において、第2号（イを除く。）及び第3号並びに第4号ア及びイ並びに第5号から第7号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第5号イに掲げる基準を除く。）に適合していること。

#### 第5条～第9条 略

#### （事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧）

第10条 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又はその他の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させなければならない。

**2 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。**

#### 第11条 略

正当な理由がある場合を除いて、**これ**を主たる事務所及びその他の事務所において閲覧させること。

ア 事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類（法第27条第3号に規定する計算書類をいう。）及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面をいう。以下同じ。）、役員名簿（役員の名簿及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）

イ この条の各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類及び寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類及び同条第4項の書類

(6) 各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(7) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(8) 前条の申出をした日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(9) 実績判定期間において、第2号（イを除く。）及び第3号並びに第4号ア及びイ並びに第5号から第7号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第5号イに掲げる基準を除く。）に適合していること。

#### 第5条～第9条 略

#### （事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧）

第10条 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又はその他の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させなければならない。

#### 【新規】

#### 第11条 略

#### （認定の基準）

第45条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一～四 略

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、**当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）**をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六～九 略

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

#### （役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第52条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

**5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。**

#### （認定の基準）

第45条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一～四 略

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、**これ**をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六～九 略

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

#### （役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第52条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(書類の備置き等)

**第12条** 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、規則で定める書類を、指定の効力を生じた日から起算して5年間、主たる事務所及びその他の事務所に備え置かなければならない。

2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これらを主たる事務所及びその他の事務所に備え置かなければならない。

(1) 前事業年度の寄附者名簿

(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他の事務所に備え置かなければならない。

4 指定特定非営利活動法人は、規則で定める書類又は**第2項第2号から第4号まで**に掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又はその他の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

**第13条** 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類(同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を市長に提出しなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書面を提出することをもって、当該書類の提出に代えるものとする。

2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、前条第3項の書類を市長に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

**第14条** 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)その他規

(書類の備置き等)

**第12条** 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、規則で定める書類を、指定の効力を生じた日から起算して5年間、主たる事務所及びその他の事務所に備え置かなければならない。

2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これらを主たる事務所及びその他の事務所に備え置かなければならない。

(1) 前事業年度の寄附者名簿

(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他の事務所に備え置かなければならない。

4 指定特定非営利活動法人は、規則で定める書類又は**第2項各号**に掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又はその他の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

**第13条** 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類\_\_\_\_\_を市長に提出しなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書面を提出することをもって、当該書類の提出に代えるものとする。

2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、前条第3項の書類を市長に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

**第14条** 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)その他規

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

**第54条** 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して5年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

**第55条** 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、

○特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号)(認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

**第32条** 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

四 寄附者(当該認定特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

五 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日

2 法第五十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、法第四十五条第一項第三号(ロに係る部分を除く。)、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

(役員報酬規程等の提出)

**第55条** 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類\_\_\_\_\_を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。)に提出しなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三

<p>則で定める書類について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p> <p><b>第15条～第20条</b> 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>則で定める書類について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p> <p><b>第15条～第20条</b> 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。</p>	<p>項の書類を所轄庁に提出しなければならない。</p>
--	--	--	------------------------------

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。